

R8 大崎上島町食を通じたまちづくり事業委託業務 仕様書

1 業務の名称

大崎上島町食を通じたまちづくり事業委託業務

2 業務の目的

大崎上島町では、平成 27 年 10 月に策定した「大崎上島町まち・ひと・しごと総合戦略」において、「多様な人材を育てる学びの島づくりを進める」ことを最重点施策として、「学びの島」の推進を進めている。

「学びの島」の推進のため、学びの資源を活かした交流機会の拡充や未来を担う人材育成環境の充実を目指す本町において、普段接することがない外部人材との交流は、住民にとって新たな学びや価値観に触れ、自分自身を成長させる貴重な機会となる。また、町民の生涯学習機会を拡充する必要があることから、町内に居住する小学生を対象に、町内で採れた魚や野菜などを用いた食を通じたまちづくり事業を実施する。

本事業の実施により、「食を通じて大崎上島で学ぶ」ことに意義と魅力を実感してもらうことで、郷土愛の醸成を図る。

また、町が行っている「地域高 2 留学」事業において、本事業を主眼の施策として位置付け、高校生にとっても食を通じて大崎上島を学んでもらうことで、郷土愛の醸成を図る。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 25 日まで

4 委託業務の遂行

本業務を実施するにあたっては、業務の目的を十分に理解し、適切な人員配置、最新の各種情報及び最高の技術を提供するとともに、正確かつ丁寧に実施しなければならない。

5 業務の指示及び監督

- (1) 受託者は、町が定める監督員の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の執行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、並びに本仕様書に明記されていない事項については、町と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

6 業務の内容

「収穫・調理・体験」を通じて、学校教育と地域をつなぐ内容とすること。

子どもたちが生産現場へ出かけ地域の豊かな食材に触れながら、「食べるもの」と「生き物」のつながりを感じる地域や食材と出会い、学ぶことができる体験型プログラムを実施する。小学生及び保護者に対し、地域のつくり手との体験の時間を通じ、

「地域で学ぶ機会、地域を学ぶ機会」を提供する。

(1) プログラムの作成及び実施

プログラムの実施に当たっては、必要に応じて本町と協議を行うこととする。

① 年間スケジュール

- ・講座は毎月実施するものとし、特別プログラムも含め、合計で10回程度実施することとする。なお、各回2～3時間程度のプログラムとすること。基本は本町内で実施とする。
- ・プログラムの全体工程やスケジュールを作成するとともに、それに基づいた講座を開催すること。
- ・対象を小学生及びその保護者とすることで、小学生から「大崎上島町で学ぶこと」の意義と魅力を実感してもらうとともに、プログラムを大崎海星高校の生徒と設計・運営することで、参加者が大崎上島町の高校生と出会い、共に時間を過ごすことや、大崎上島町で学ぶ高校生の姿が身近にあることで、「大崎上島町で学ぶこと」のロールモデルとなれるようなプログラムとする。
- ・教育プログラムの実施については、高校生を運営に入れること。
- ・必要に応じて、教育プログラムの実施補助も可能とする。
- ・本事業の対象者は小学生であることから、参加費は無料とする。

② 教育プログラムに関すること

1 地域における小学生の体験プログラム

大崎上島町内の食材を使って、「食を通じて大崎上島で学ぶ」ことに意義と魅力を実感してもらう内容とすること。

プログラムで使用する食材は、地元で採れた食材を使うこと。また、数回は魚を用いたレシピとし、1回を「魚のさばき方」をテーマにした内容とすること。魚は、季節ごとに適した種類とし、地元漁協から仕入れること。

2 レストランプログラム

プロの料理人を呼んでの料理教室を開催する。開催は1～2回程度とすること。

レシピは、地元食材及び地元漁協から仕入れた魚を活用した内容とすること。

3 食のフォーラムの開催

本事業に関連したフォーラムを開催する。フォーラムの内容は、本町と協議の上決定する。

4 その他

- ・その他、独自提案も認める。

③ 広報活動に関すること

- ・チラシの作成・配布を行う。また、必要に応じてチラシ以外の媒体でも周知する。

④ 報告書作成に関すること

- ・作成、実施する教育プログラムの効果測定を行うため、成果物として資料を提出する。提出の際に、本町に報告を行う。
- ・報告書は、期別報告と年間報告の2種類を作成することとする。

7 委託業務実施計画書

受託者は、契約後、速やかに本事業全体に関する委託業務実施計画書（実施体制、事業計画・広報計画）を提出し、事業実施について町と協議を行うこと。

8 成果物

(1) 受託者は、成果物を業務完了日までに大崎上島町教育委員会生涯学習課（広島県豊田郡大崎上島町中野 2067-5）に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

成果物の納品形式は、以下のとおりとする。

- ① 事業実施報告書（原則 A4 判両面印刷、縦置き横書き（横綴じ））
- ② 業費支出報告書（業務の一部においては、領収書等の証拠書類の添付を義務付ける。）

(3) 成果物の帰属等

- ① 本業務の成果物は、すべて町に帰属するものであり、受託者は町の承認を得ないで複製及び公表等を行ってはならない。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三社の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ② 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(4) 成果物に対する責任の範囲

受託者は、本業務終了後、成果物に瑕疵が発見された場合、速やかに町が定める監督員の指示に従い、成果物の訂正をしなければならない。

9 秘密の保持

本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報およびプライバシーの保護に努めること。また、受託者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはなら

ない。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人番号を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

11 再委託の制限

受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に町に文書をもって協議し、承認を得なければならない。